消費者問題ニュース

CONTENTS / 2017.7　No.177

リポート……1
シンポジウム「木造戸建住宅の耐震性は十分か？ ー熊本地震を契機として4号建築物の耐震基準を考えるー」／シンポジウム「オーストラリアのフランチャイズ法制に学ぶフランチャイズ規制法の在り方」／消費者教育の推進に関する意見書について／全国銀行協会の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえての会長声明／「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集に対する意見書

事件情報……6
探偵業者による二次被害事案について裁判所が正面から詐欺と判断した事件／有価証券報告書等虚偽記載による損害賠償請求を認めた事例／野村證券に対する信用取引過当売買事件

翔たく仲間……7
東北初の適格消費者団体誕生

文献・催事紹介……8

リポート

シンポジウム「木造戸建住宅の耐震性は十分か？ ー熊本地震を契機として４号建築物の耐震基準を考えるー」

1　はじめに

2017年4月8日（土）午後2時から弁護士会館において，標記シンポジウムが開催されました。森竹和政当委員会副委員長の司会進行の下，瀬戸和宏当委員会委員長の開会挨拶の後，以下の各報告を踏まえた議論がありました。

2「熊本地震の建物被災状況の調査報告」

安田周平会員（鹿児島県）から，実際に現地を確認し撮影された写真を交えて，2000年以降に建てられた建物においても多数被害が見られたこと，また，欠陥が疑われるものも複数存したこと等が報告されました。

3「熊本地震における建物被害状況とその原因分析の報告」

石崎和志氏（国土交通省住宅局建築指導課長）から，国土交通省等が設置した「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の報告書を基に，1981年5月の新耐震基準導入以降の木造建築物で倒壊した83棟のうち73棟で現行規定の仕様となっていない接合部が確認できたこと等が報告されました。

4「4号建築物の耐震規定の問題～欠陥住宅訴訟の現場から～」

神崎哲会員（京都）から，建築基準法第6条第1項第4号に定める，①木造2階建て又は平屋建の建築物，②鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の平屋建の建築物等の，いわゆる「4号建築物」が建築基準法令で特別扱いされていること（特例）に問題の根源が存すること，「4号建築物」には，「設計における『構造計算の免除』（実体的特例）」と「建築確認における『構造審査の省略』（手続的特例）」があり，それぞれについて安全な住宅の確保や建築実務の関係で重大な問題を生じさせていることが，具体的な訴訟事案等も交えて指摘されました。

5　パネルディスカッション～「『4号建築物』に関する建築基準法令の構造規定の在り方について」

吉岡和弘会員（仙台）のコーディネートの下，石崎氏，金箱温春氏（日本建築構造技術者協会（JSCA）前会長・工学院大学特別専任教授），大橋好光氏（東京都市大学工学部建築学科教授（専攻・木質構造）），石黒一郎氏（大阪府堺市職員），神崎会員をパネリストとして，(1)4号特例の趣旨・問題点，(2)構造計算の義務付け，(3)仕様規定の不備への対応策，(4)4号の手続特例の廃止をテーマとして，議論がなされました。

特に，2005年11月に発覚した耐震偽装事件の後，4号特例の廃止を検討していた国交省が，2008年4月に，「4号特例の見直しは，設計者等が十分に習熟した後に行う」とする文書を公表したことについて，「習熟していない建築士に特例を与えておいたままでよいのか」という神崎会員からの鋭い指摘には，弁護士のみならず，建築関係者，研究者，一般の方々やマスコミ等，130名を超える参加者で埋め尽くされた会場からも，思わず拍手が湧き起こるなど，終了予定時刻の午後5時を30分以上超過するほど，白熱した議論が繰り広げられました。最後に，吉岡会員から，「4号建築物について，建築基準法の具体的な条文を指摘しつつ，消費者側から問題を提起した初めての，そして，大きな第一歩となるシンポジウムであった」と総括され，閉会となりました。

なお，後日談として，某専門紙において，本シンポジウムが3回連載の詳細なレポート記事として掲載される等，大きな反響を呼んでいるところです。

土地住宅部会
副委員長　千葉晃平（仙台）

リポート

シンポジウム「オーストラリアのフランチャイズ法制に学ぶ フランチャイズ規制法の在り方」

1 2017年4月7日，弁護士会館で，2016年10月に当部会が実施した「オーストラリア（豪州）のフランチャイズ法制度調査」（本誌174号6頁参照）の報告シンポジウムを行いました。

2 基調報告

豪州調査にも同行した長谷河亜希子氏（弘前大学人文社会科学部准教授）から，豪州のフランチャイズ規制の概要について，以下のような基調報告がありました。

⑴ 豪州競争・消費者委員会（ACCC）という，我が国の公正取引委員会兼消費者庁に当たる組織がFC規制の執行をしている。

⑵ スモール・ビジネスの保護

①豪州ではスモール・ビジネス契約とは，商品又は役務を供給し，あるいは，土地についての権利を売却・譲渡する契約であり，契約締結時点で少なくとも契約の一方当事者の従業員数が20人未満の事業者であり，確定対価が30万豪ドルを超えないか，12か月以上の契約期間中の確定対価が100万豪ドルを超えない場合をいう。

②スモール・ビジネスは，豪州経済において重要な地位を占めており，不公正取引によりスモール・ビジネスが窮地に陥れば市場経済が損なわれると考えられており，スモール・ビジネスに対する不公正取引規制は重要な競争政策であり，大企業による「非良心的行為」規制は，経済効率性を高めると考えられている。

③スモール・ビジネス保護政策が採られた結果，当初は消費者だけを保護するために導入された規制が，スモール・ビジネスの保護にも用いられる法改正がされている。

⑶ FC規制に関連する法令

①豪州競争・消費者法2010（Competition and Consumer Act，略称「CCA」）の「別表2」，豪州消費者法（Australian Consumer Law，略称「ACL」）がある。

②CCA51AE条に基づいて制定されたフランチャイズ・コード2014（「FC規約」）には，契約内容等の情報開示規制，終了等の手続規制，紛争解決手続（義務的調停制度）の規定がある。

情報開示は契約より14日前に行い，弁護士等の助言を受けたとの署名が必要であり，契約後7日以内のクーリング・オフが認められ，一定の解約規制がある。日本では禁止されている加盟者によるFCの譲渡は，不合理に禁止してはならないこととされ，加盟者の団結を本部が妨害することを禁止している。「FC規約」違反行為については，ACCCが裁判所に提訴でき，制裁金を課すこともできる。

③ACL18条では，「誤解を与えるまたは欺瞞的な行為の規制」があり，売り上げ予測などの紛争に使われる。ACL20条～22A条には「非良心的行為」規制があり，我が国の独占禁止法上の「優越的地位の濫用」類似の規制がある。

④不公正な契約条項

ア） ACL23条～28条関係では，不公正な契約条項（標準約款契約における unfair contract terms，略称「UCT」）規制が2016年11月12日に施行された。UCTは，消費者契約及びスモール・ビジネス契約の条項であって，不公正であり，かつ，標準約款契約による契約に含まれる条項は無効とする（ACL23条⑴）とされている。

イ） 標準約款契約の定義規定はなく，典型的には「契約当事者の一方によって準備され，当事者間での交渉の機会がなく，契約を受け入れるか否かの選択肢しかないもの」とされ，主たる目的物を定める条項，確定対価を取り決める条項（ACL26条）は除外される。訴訟において，一方当事者が標準約款契約であると主張した場合，相手方が標準約款契約ではないと証明できなければ，当該契約は標準約款契約であると推定される。

ウ） 不公正な条項とは，ⓐ当事者間の権利・義務に著しい不均衡をもたらし，ⓑ当該条項により利益を受ける一方当事者の正当な利益を守るための合理的必要性を欠き，ⓒ当該条項が適用された場合，他方当事者に不利益（金銭的その他）を生じさせる場合とされる。合理的必要性の存在は，利益を受ける当事者が立証責任を負う。

エ） 不公正条項の例示として，ACL25条の⒜～⒨に13例が列挙されており，ⓐ一方当事者にのみある行為又はある効果が発生する行為を行うことを認める条項，ⓑ一方当事者にのみ権利等の制限・付加を課す条項等がある。フランチャイジーが違反行為や特定の行為をした場合の損害賠償額の予定を定める条項は，その違反行為ないし特定行為に関連する「純粋な損失見積」を反映させる必要があり，それを超えて単にフランチャイジーを罰するための条項は不公正条項となる。

3 その他の報告等

⑴ 基調報告に引き続き，中村昌典会員（東京）が「豪州競争・消費者委員会（ACCC）」，佐藤千弥会員（東京）が「フランチャイズ調停アドバイザー事務所」，筆者が「豪州フランチャイズ協会」の各訪問概要を報告しました。

⑵ 元FC本部社員であり，現在FC加盟店を経営する佐藤衛氏を招いたパネルディスカッションでは，我が国におけるFC紛争の典型例，FC加盟する際に，虚偽や誇大表示にも盲目になってしまう加盟者の心理，新規出店を優先するあまり加盟者の利益に無関心なFC本部の実態等が紹介され，豪州のようなFC規制法の我が国への早期導入の必要性を痛感させられました。

独禁法部会
中野和子（第二東京）

リポート

消費者教育の推進に関する意見書について

「消費者教育の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が誕生してから5年目を迎え，見直しの時期に入っています。また，学習指導要領の改訂作業も進められています。

そこで，日弁連は，2017年3月17日付けで標記意見書を公表し，消費者庁，文科省に執行しました。同意見書の特徴は，国及び地方公共団体に対して，消費者教育の充実を漠然と求めるのではなく，各論点について具体的な施策を提示している点です。以下，その概要を説明します。

1 「消費者市民社会」の理解・浸透を図るための施策

推進法第2条第1項は，「この法律において『消費者教育』とは，消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。」と定め，「消費者市民社会」という概念を消費者教育の到達点の中核に位置付けました。

しかし，同法施行後も消費生活相談の件数に減少傾向がみられているわけではなく，国民一人一人に「消費者市民社会」という考え方が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

そこで，これまで消費者教育に関与してこなかった者も含めた多様な主体に対して「消費者市民社会」の理解・浸透を図るための施策を講じることを求めました。

なお，これと同時に，①「消費者の自立」とは個人として自立することだけでなく社会の一員としてよりよい社会の発展のために積極的に関与することを含むこと，②消費者が自らの消費について慎重に検討する態度を身につけることで「消費者被害の防止」にも役立つこと，③消費者教育が充実したとしても消費者救済制度の必要性は減じられるものではなく，安易に「自己責任」を問うべきではないこと，について留意が必要であることも指摘しました。

2 学校における消費者教育

①小学校，中学校，高等学校において「消費者市民社会」について教育するための環境を整備すること，②小学校，中学校，高等学校において，関連する全ての教科において積極的に「消費者市民社会」の視点を取り入れることで教科横断的かつ体系的な教育を実施すること，③大学・専門学校等においては，一般教養課程に「消費者教育」を取り入れるなど実践的な消費者教育を実施するよう支援すること，④小学校，中学校，高等学校，大学，専門学校等の各成長段階に応じた継続的な消費者教育を実施すること，⑤小学校，中学校，高等学校，大学，専門学校等の全ての段階において，弁護士を含む専門家との連携を積極的に進めることを求めました。

ここでポイントとなるのは②です。次期学習指導要領において消費者教育が取り入れられるのは，主に，家庭科（技術・家庭科），社会科のようです。しかし，消費活動とは日常生活のあらゆる場面で登場するものですから，この二教科だけでカバーし得るものではなく，全ての教科と関連します。消費者教育が育む生活者としての主体的な力は，学習指導要領が教育の柱に据える「生きる力」の重要な内容の一つです。そうだとすれば，様々な既存の教科の中に「消費者市民社会」の視点を盛り込むことで，全体として，消費者教育の充実を図るべきであり，そうすることで，各教科の教育自体もより実践的な「生きる力」の育成につながるという相乗効果も期待でき，効率的な消費者教育の実践も可能となります。そのため，全ての教科において教科横断的かつ体系的な消費者教育が実践されるよう環境整備するべきと指摘しました。

3 学校外における消費者教育

①見守り者も含めて，高齢者・障がい者に対する消費者教育を効果的に進めること，②地域，家庭における消費者教育を行うための利便性の高いツールを充実させることを求めました。

4 消費者教育の教材作成，人材育成

①インターネットとそれ以外の媒体の双方の教材を充実させること，②コーディネーター制度の拡充を進めることを求めました。①は，インターネットを利用できない環境にある人の存在に配慮したものです。

5 地域格差の是正

消費者教育推進地域協議会の設置等を進める，市町村間の柔軟な連携を図る，先進的な取組事例に関する情報を集約する等して，消費者教育の取組に関する地域格差の是正に取り組むことを求めました。消費者教育に熱心な地域と着手していない地域との間に大きな格差が生じつつあるという現状を念頭に置いたものです。

6 関係省庁の連携と役割分担，財政上の措置

①効率的な役割分担を図るべく全国ブロック協議会を積極的に開催すること，②推進法第3条第7項の趣旨を踏まえて定期的な担当者会議を設置する等関係省庁，関係部署間の連携を進める仕組みを作ること，③消費生活相談員の雇用条件の見直しも含め，消費者教育のための財政上の措置を積極的に講じることを求めました。

7 情報発信

事業者・事業者団体を含めて，非常時のみならず日常的に正確な情報を消費者に発信することを求めました。

8 事業者・事業者団体による消費者教育の活用

事業者・事業者団体が行う消費者教育につき公平性を担保する基準を提示すること，事業者・事業者団体と消費者団体との連携を進めること等により，事業者・事業者団体による消費者教育をより活用する仕組み作りを進めることを求めました。推進法では，事業者・事業者団体も消費者教育の担い手とされているため，より一層の活躍を期待したものです。

9 専門的な研究体制の充実

消費者教育に関する専門的な研究体制を充実させることを求めました。

消費者教育・ネットワーク部会
前副委員長　中村新造（第二東京）

リポート

全国銀行協会の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえての会長声明

1　はじめに

日弁連は，2017年4月21日付けで標記会長声明を公表しました。

2　銀行等による過剰融資の実態

近時，銀行・信用金庫・信用組合の消費者向け貸付け（銀行カードローン）の貸付残高は急増していますが，新たな多重債務被害発生の原因となっているとの指摘もなされています。

銀行等による消費者向け貸付けについては，いわゆる「年収の3分の1ルール」による過剰融資規制など貸金業法の適用はなく，銀行等の中には，改正貸金業法の規制を受けないことを積極的に喧伝している例も散見されます。

また，債務者の返済能力，年収の3分の1をはるかに超える過剰貸付を行っている例も報告されています（日弁連HP「銀行の個人向け貸付け（カードローン）に関するアンケート調査結果」参照。）。

そして，銀行等による消費者向け貸付の多くには消費者金融等貸金業者が保証をしており，債務者が不履行をした場合には消費者金融等が銀行等に代位弁済をし，求償債権名目で債務者に対して取立を行うことになりますが，消費者金融等が保証をする場合には，貸金業法の過剰融資規制の適用はありません。このように銀行等と消費者金融等が提携することにより，貸金業法の過剰融資規制が潜脱されている実態があります。

3　日弁連意見書

日弁連は，2016年9月16日付けで「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」を公表し，金融庁に対しては「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し，銀行等の消費者向け貸付けについても，改正貸金業法の趣旨を踏まえて，原則として，借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにすべきことを明記すること，貸金業法第13条の2等の規定を改正する等により，貸金業者が自ら貸付けを行う場合のほか，銀行等の行う貸付けに保証を付す場合についても総量規制の対象とすべきことを求めています。

4　全銀協の申し合わせ

このような銀行カードローンによる過剰融資問題が社会問題化しつつあることを受けて，一般社団法人全国銀行協会（全銀協）は2017年3月16日付け「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせについて」において，改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施及び審査態勢等の整備をより一層徹底する等の申し合わせを行った旨を公表しました。

この全銀協の申し合わせでは「健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備」として，消費者向け貸付けが債務者にとって過剰な借り入れとならないよう，債務者の収入状況や返済能力を審査する態勢を構築すること等とともに，「信用保証会社による代弁率や応諾率の推移，年収に対する借入の状況と代弁率との相関関係等を定期的に分析・把握し，審査の適切性について信用保証会社と深度あるコミュニケーションに努める。例えば，個人の年収に対する借入額の比率を3分の1以内に制限する総量規制の効果として，多重債務の発生が一定程度に抑制されている状況等を踏まえ，銀行カードローンにおいても，個人の年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロール等を行うべく信用保証会社と審査方針等を協議するよう努める」とされています。

確かに，全銀協が，銀行業界の自主的な取組として過剰融資を規制する申し合わせを行ったこと自体は評価できる面もあります。しかしながら，この申し合わせの内容は抽象的であり，「個人の年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロール」の具体的内容も曖昧で，これでは過剰融資抑制のための具体的かつ客観的な基準としての効果は期待できません。そして，このような申し合わせを行ったことをもって，銀行カードローンの過剰融資規制の問題が幕引きとされるべきではありません。

5　会長声明

日弁連は，上記会長声明において，前記意見書にて述べたとおり，改正貸金業法は年収に対する借入額の比率が3分の1を超える貸付けを原則として禁止しているのであるから，銀行等の消費者向け貸付けにおいても，借入残高が年収の3分の1を超えることとなる貸付けを原則として行わないようにするなど，真に改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築を求めること，また，銀行等の消費者向け貸付けによる過剰融資の抑制のためには，銀行等の自主規制による対応だけでは不十分であるため，金融庁は，上記の内容の審査態勢等の構築を求める旨を銀行等向けの監督指針に明記し，国は，貸金業法を改正して，貸金業者が銀行等の行う貸付けに保証を付す場合を総量規制の対象にすることを，国・金融庁・全銀協に対し再度求めました。

6　銀行カードローンホットラインの実施等

銀行カードローンの過剰融資の問題はマスコミや国会でも頻繁に取り上げられるようになっています。この夏には全国の弁護士会に呼びかけをして，銀行カードローンホットライン（仮称）を実施する予定です。法改正等による銀行カードローンの実効的な総量規制が実現できるように引き続き取り組んでいきます。

多重債務部会
副委員長　辰巳裕規

リポート

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集に対する意見書

1 消費者庁が2017年3月27日に行った「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集に対し，日弁連は，本件について意見を取りまとめ，2017年4月21日に消費者庁へ提出しました。

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」（以下「本改正案」という。）は，消費者庁及び農林水産省の共催する「加工食品の原料原産地表示に関する検討会」の「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」（以下「中間取りまとめ」という。）を踏まえて作成されたものであり，日弁連では中間取りまとめに対して，2016年12月16日に「加工食品の原料原産地表示に関する検討会中間取りまとめに対する意見書」を公表しています（本誌175号参照）。

2 本改正案は，国内で製造又は加工された全ての加工食品に対して原料原産地表示を義務付けるものであり，これまで義務付けの対象が22食品群と4品目に限られていたところを，全ての加工食品に拡大するという点で，消費者の自主的かつ合理的な選択の自由の確保に大いに資するものです。

2017年5月末現在，内閣府消費者委員会食品表示部会において本改正案の検討が重ねられていますが，原料原産地の変更に伴う包装材料の切替や例外表示が分かりにくいなどとして，事業者団体などから全加工食品を対象とすることに対して非常に強い反発がある中で，パブリックコメントの結果如何では本改正案が実現されない可能性も否定できません。

確かに本改正案の提案は完璧なものとはいえませんが，これまで限定的であった加工食品の原料原産地表示を全加工食品に拡大するという点で，消費者の自主的かつ合理的な選択の自由を確保するためには，まずは本改正案を実現する必要があります。

そこで，本改正案に対し，本改正案に賛成とした上で，より良い制度とすることを求める意見を提出しました。

3 具体的には，まず，全ての加工食品について，原則として，原材料の原産地表示を義務付ける制度枠組み（本改正案第3条第2項）に，賛成しました。

その上で，以下のとおり本改正案をより良くするために5点の検討を求めました。

まず第1に，本改正案は，義務表示の対象とする原材料を，原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料に限っていますが，これでは，例えば，重量割合上位1位，2位，3位が近接している場合など情報量として不十分であるため，複数の原材料を使用する場合には義務表示の対象を重量割合上位3位まで（ただし，重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占める場合は2位まで）とすることを求めました。また，特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する表示方法（いわゆる冠表示）のうち商品を特長づける原材料が商品名に含まれる商品については，重量割合にかかわらず当該原材料の原産地を記載することを求めました。

第2に，例外的に可能性表示，大括り表示，「大括り表示＋可能性表示」等を認めるとしても，表示の適正は行政が事後的にチェックするに過ぎない中でその例外要件を事業者の主観的判断に委ねるのでは例外表示が広がりかねないため，例外要件を客観的かつ具体的に定めて限定することを求めるとともに，事業者に表示以外の方法で消費者が原料原産地に関するより正確な情報を容易に入手できる仕組みの確保を義務付けることを求めました。

第3に，本改正案は，中間加工原材料について，当該中間加工原材料の製造地のみの表示を原則としており，当該中間加工原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には当該生鮮原材料の原産地表示に代えることができるとしていますが，これでは中間加工原材料の製造地かその生鮮原材料の原産地のうち消費者にとってイメージの良い方を表示すれば足りることになり，消費者の誤認や事業者による偽装を招きかねません。そこで，中間加工原材料については，原料の原産地と中間製造地の双方の表示を義務付けることを求めました。

第4に，本改正案では，食品表示の監視体制は従前のままで行うとされているようですが，全加工食品の原料原産地表示が義務化されてもそのチェック機能が十分に作用しなければ偽装表示などを防ぐことはできないため，行政による食品表示の監督体制を強化すること，及び，食品衛生法第3条2項の記録の作成及び保存の責務を法的義務とすべきことを求めました。

第5に，本改正案の対象から除かれているいわゆる外食，包装容器に入れずに販売する場合及びインストア加工についても，消費者の自主的かつ合理的な選択に当たってその原料原産地表示の情報は重要であり，消費者の誤認や事業者による偽装のおそれがあることにかわりはないため，原料原産地表示を含めて食品表示を広く義務付けることを検討することを求めました。

4 なお，本意見書は，前述の2016年12月16日付け意見書，2014年4月18日付け「『消費者基本計画』の検証・評価（平成25年度）及び計画の見直しに向けての意見書」，2014年2月21日付け「外食メニューの表示の適正化に資する法制度の整備を求める意見書」，2013年2月14日付け「新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書」，2010年1月21日付け「『消費者基本計画』についての意見書」及び2002年12月21日付け「食品安全基本法・食品安全委員会構想に関する意見書」を踏まえ作成したものです。

食品安全部会
副委員長　船江莉佳（第二東京）

事件情報

埼玉　探偵業者による二次被害事案について裁判所が正面から詐欺と判断した事件
（さいたま簡裁平成29年3月21日判決（確定））

1　事案の概要

本件は，いわゆる探偵二次被害の事案です。

原告らは，いずれも，本人ないし家族がアダルト情報サイトの利用料金トラブルに遭い，何とか解決したいと思ってインターネットで検索したところ，「架空請求が届いたら今すぐ専門家へ相談を」「当社がどこよりも迅速に解決します」などと記載された被告のホームページにたどり着き，被告に電話で連絡をしたところ，巧妙に勧誘され，その結果，被告が今回のトラブルを解決してくれるものと誤信して，原告らは被告との契約を決意して代金を支払ったというものです。被告のホームページには，探偵業を営んでいる業者であることは触れられておらず，「詐欺被害専門相談窓口」など，被害救済をしてくれる機関であるかのような表示がなされていました。

原告らは，①特定商取引法上のクーリングオフ（電話勧誘販売），②錯誤無効，③消費者契約法第4条第1項に基づく取消，④民法第96条第1項に基づく取消，を主張しました。

2　裁判所の判断

本判決は，被告のホームページ上の表記や原告らに対する電話での従業員の発言内容を捉えて，「被告は，警察，弁護士，消費生活センターの関係者でもなく，原告らが受けた本件の一次被害を解決する能力も権限もないにもかかわらず，それがあるように被告のホームページ及び被告の従業員らの原告らに対する電話による言動により原告らを欺き，そのように信じさせた上，本件各委託契約を成立させた。」とし，被告の原告らに対する各行為が詐欺にあたる，と認定して，民法第96条第1項による取消を認めました。

3　本判決の意義

近時，いわゆる消費者被害に遭った者が救済を求めて更に探偵業者による二次被害に遭うという被害事案が増えています。寄せられる相談は，無料相談とのホームページ上の記載を見て電話をしたら，いつの間にか探偵契約書にサインをさせられていたとか，問題を解決することが可能であると探偵業者にはできない虚偽の説明をしていることなどが多く，8万円前後の着手金を支払わされる，という事案が多くみられます。

このような探偵二次被害の事案は，わらをもすがりたい被害者の心理につけ込んだことによる被害であり，極めて悪質です。

本判決は，二次被害を生じさせるような悪質な探偵業者の契約締結に向けた行為について，正面から「詐欺行為」と認定したものであり，画期的なものであるといえます。

久保田 和志（埼玉）

東京　有価証券報告書等虚偽記載による損害賠償請求を認めた事例
（東京地裁平成29年3月28日判決（双方控訴））

1　事案の概要

本件は，有価証券報告書等の虚偽記載を理由として，元株主が株式会社リソー教育に対して金融商品取引法（以下「金商法」という。）第21条の2第1項及び第2項（現第3項）に基づく損害賠償請求を行ったものです。

被告は，平成21年2月期から平成26年2月期第2四半期までの約5年半にわたり有価証券報告書等の虚偽記載をしていたところ，平成25年12月16日の大引け後，第三者委員会の設置及び期末配当が未定である旨のお知らせを発表し，平成26年2月10日，当該第三者委員会の調査結果とともに過去5年間にわたる虚偽記載等の事実を公表しました（なお，同日が同項にいう「公表日」であることについては当事者間に争いがありません。）。被告株価は，平成25年12月17日，平成26年2月10日の2段階にわたり，階段状に下落しました。

2　判決の内容

判決は，①12月16日以前に被告株式を取得した原告らについて，原告らの損害は「平成25年12月16日付け第三者委員会設置のお知らせの発表によって，当該発表に対する市場の反応ひいてはそれに応じた株価の変動に反映され，処分時において現実化したということができる」として12月16日の終値から処分価格の差額を損害として金商法第21条の2第1項に基づく損害賠償を認めましたが，②第三者委員会設置の発表後虚偽記載の公表前に被告株式を取得した原告については，「株価の動向が虚偽記載による影響を受けている可能性があることを認識できた」と相当因果関係を否定して同項に基づく損害賠償を認めず，2項推定による損害も同様の理由により認めませんでした。

なお，被告側から過失相殺及び保有期間中の配当について損益相殺をすべきとの主張がなされましたが，判決はこれらの主張をいずれも排斥しました。

現在，原告側は②の原告について，被告側は①の原告らについて，それぞれ控訴を行っています。

3　判決の意義等

本判決は，「虚偽記載公表日」前の株価下落についても損害との因果関係を認めた点及び過失相殺・損益相殺をいずれも認めなかった点に意義があります。

他方で，12月16日付け第三者委員会の設置等のお知らせに重きを置きすぎ，「虚偽記載公表日」以前の取得であるにもかかわらず，第三者委員会設置の発表後において取得された株式については，第1項本文に基づく請求のみならず，第2項推定に基づく請求すら認めなかった点で明白な誤りがあると考えられます。この点について控訴審で適切な判断がなされるよう，求めていきたいと考えています。

浅井淳子（東京）

事件情報

静岡　野村證券に対する信用取引過当売買事件（静岡地裁浜松支部平成29年4月24日判決（双方控訴））

1　事案の概要

本件は，歯科医師として歯科医院を開業していた30代男性が，平成21年5月から平成23年10月までの間，野村證券において行った信用取引（以下「本件信用取引」という。）は，適合性原則違反，実質一任売買又は過当取引に当たる違法なものであったと主張して，担当者2名及び野村證券に対し，不法行為による損害賠償請求を求めた事案です。

原告は，もともと株，投資信託等の取引に興味も経験もありませんでしたが，平成20年2月頃，訪問営業を受けて同年3月に口座開設した後，担当者の勧めに従い，外国債券，投資信託等の現物取引を行っていました。

2　本判決の概要

本判決は，適合性原則違反と実質一任売買については否定しましたが，過当取引については，「証券会社は，一般投資家の取引を媒介することによって取引手数料を得ており，取引頻度や取引金額が多いほど収益が増える関係にあり，顧客である一般投資家を過当な取引に誘う危険が内在している。」と指摘した上，本件では，「被告担当者が，原告とのやりとりを通じて，原告において信用取引に関する知識や理解及び具体的な取引状況の把握が不十分であることを認識しながら，原告の理解力や判断力を超える取引を繰り返し行わせたこともまた明らかである。」としました。その上で，「本件信用取引は，最終の決済取引を除き，全て被告担当者の提案によって行われたものであり，原告が自らの意思と判断により積極的に注文や決済を行ったことはなく，また，被告担当者の提案の合理性やリスクについて，原告が理解し検討した上で，取引について承諾を与えていたということもできず，本件信用取引は，被告担当者が原告に無断で行ったものではないにせよ，全体を通じて，被告担当者が主導したものというべきである。」としました。そして，本件信用取引全体で，取引銘柄は約50種類，取引回数は約30か月間で247回と多く，保有期間5日以内の取引が全体の30%，保有期間10日以内の取引が全体の約50%を占め，年次回転率は11.85回と高く，約2億円の金融資産の9割以上が信用取引に充てられ，原告が野村證券に支払った手数料額は3471万円余りで差引損の31.2%に及ぶ，として，「本件取引は，原告にとって社会的相当性を著しく逸脱した過当な取引にあたり，全体として違法というべきである。」として，担当者2名について共同不法行為責任，野村證券について使用者責任を認めて，5785万1559円の請求を認容しました（過失相殺6割）。

3　本判決の意義

本判決は，歯科医師（歯科医院経営）という社会性の高い属性の投資家に対しても，具体的な取引経緯などを踏まえて，過当取引の違法性を認定した点に意義があるものと思います。

正木健司（愛知県）

翔たく仲間

東北初の適格消費者団体誕生

1　特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくについて

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく（以下「ネットとうほく」という。）は，2013年10月19日，適格消費者団体の認定を目指して設立され，2014年3月3日に法人格を取得しました。その後，事業者に対する申入れ活動や消費者被害防止のための啓発活動などの実績を積み，2017年4月25日に全国15番目の適格消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けました。

これによって，消費者団体訴訟制度が2006年にできて以来，適格消費者団体の空白地帯となっていた東北に初めて適格消費者団体が誕生することとなりました。

2　団体の特徴

現在の会員は，正会員112（9団体を含む。），賛助会員6（1団体を含む。）で構成されています。

ネットとうほくの特徴の一つに，申入れを検討する検討委員会の構成員として，大学准教授等多くの学識者が参加していることが挙げられます。実務家だけでなく，学識者の視点からも事案を検討できることは活動で大きな役割を果たしています。

検討委員会での議論から得られた題材を中心に学識者を講師として研究会（消ラボ）を定期的に開催して，会員の知見を深めているほか，この消ラボでの研究成果を今後書籍として発行することを計画しています。

3　活動実績

ネットとうほくが認定前に申入れを検討した事案は，共済事業者の広告の表示改善，福祉事業者の約款の免責条項の改定，インターネットモール事業者や放送事業者に対する対応改善など多岐にわたります。

申入れ事案の中には，残念ながらまったく回答に応じてもらえないものもありましたが，今後は適格消費者団体として差止請求訴訟ができることを前提に，更に申入れ活動に力を入れていきたいと考えています。

4　これからに向けて

適格消費者団体認定に至るまでには，各地の適格消費者団体，宮城県や仙台市，消費者庁をはじめとして多くのご支援をいただきました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

「消費者市民ネットとうほく」の名前は，東北全体の消費者被害の防止，救済を目的とする気概から名付けられたものですが，いずれは，東北各県からも適格消費者団体に名乗りを上げる機運も高まってくるものと期待をしています。まずは，広範な東北地域でそのような活動を継続していくには，関係各所の皆様のご協力が必要不可欠です。今後も皆様のご支援，ご協力を賜りますようお願いいたします。

消費者市民ネットとうほく理事
高橋大輔（仙台）

消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介　旅行のトラブル相談　Q&A

本書は，消費者の立場から，旅行に関する法律問題について，Q&A方式でわかりやすく簡潔に解説する解説書です。

旅行トラブルに関する基本書といってよい内容であり，旅行業者の登録制度や旅行業協会，旅行業法や標準旅行業約款に基づく旅行業者の義務内容等の基本的枠組みの解説をはじめ，旅行契約の成立やキャンセルに関するトラブル，旅行内容の変更やパンフレットとの違いに関するトラブル，旅行中の事故に関するトラブルなどを中心に，問題解決の指針を示しています。特に，近年隆盛を極めるインターネット取引に関しても詳細な解説を行い，海外OTAや場貸しサイトについても言及しています。

執筆者は，この問題を専門的に研究してきた兵庫県弁護士会消費者保護委員会のメンバーであり，消費者契約法はもちろん，最新の旅行業法施行規則や標準旅行業約款を踏まえ，議論を重ねて執筆し，ガイドラインや通達，裁判例も豊富に紹介しています。

旅行契約の問題点を網羅的に消費者の視点から記述した，他に類を見ない書籍であり，旅行トラブル相談を受けた際の必携の書といえます。

A5判　241頁／2,376円（税込）
発行　民事法研究会
兵庫県弁護士会消費者保護委員会　編

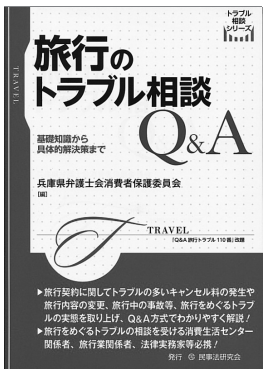

文献紹介　消費者六法 2017年版　判例・約款付

本書は，はしがきにもあるとおり「弁護士，司法書士，相談員・アドバイザー・コンサルタント，企業の消費者部門担当者，消費者行政関係者等が，消費者問題に関わる場合に，これだけはどうしても必要だと思われる法令，判例，書式，約款等を収録している」実務六法です。

法令の構成は，〈1消費者法〉〈2民事法〉〈3刑事法〉と分類され，特に〈1消費者法〉は，(1)一般法，(2)物品・サービス関係法，(3)貸金業関係法，(4)生活困窮者支援関係法，(5)金融サービス関係法，(6)居住・不動産関係法，(7)医療関係法，(8)IT・情報関係法，(9)安全関係法，(10)表示関係法，(11)国際関係法，と消費者法の分野を横断的・網羅的にフォローしています。また，2017年版では，成年後見制度の利用の促進に関する法律，消費者契約法，特定商取引法，割賦販売法等主要な法令の平成28年改正が織り込まれています。その他，重要な法律については政省令・通達の関連部分までまとめて掲載されており，使い勝手の良い内容となっています。

さらに，判例編では，実務の指針となる基本判例要旨が関連分野ごとに整理されており，最新のものを含めた888件の判例が収録されているなど，正に消費者問題に携わる者の必携の書といえる一冊です。

A5判　1581頁／5,616円（税込）
発行　㈱民事法研究会
編集代表　甲斐道太郎，松本恒夫，木村達也

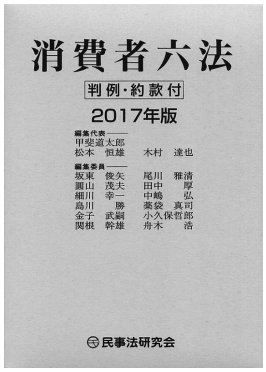

催事　第56回全国証券問題研究会姫路大会

日　程　2017年9月15日（金）10時～18時，16日（土）9時～12時
場　所　15日「イーグレひめじ」（姫路市本町68番290）
　　16日「姫路キャッスルグランヴィリオホテル」（姫路市三左衛門堀西の町210番地）
参加費　未定
問合先　事務局　弁護士今井孝直　06-6364-8527

全国証券問題研究会は，投資者側で証券取引被害救済に取り組む全国の弁護士の研究団体です。今回は，プロが買わない金融商品を素人が買う理由について厳しい問題意識を披露されている金融アナリストの永野良祐氏に基調講演を依頼し，入門講座や勝てる証券訴訟に向けた取組も充実させる予定ですので，ぜひご参加ください。

なお，本研究会は，過去4大会のいずれかに参加したことがある方，あるいは地区幹事を含む直近4大会参加者2名の推薦のある方に参加資格を限定させていただいています。

編集後記

私事で恐縮ですが，今年の3月末に妻と新婚旅行でハワイに行ったところ，私たちが出発した直後にてるみくらぶの事件が発覚し，両親は私たちがてるみくらぶで申し込んだのではないかと本気で心配し，釧路では私たちがハワイから帰れなくなっているとの風説が流れていました。消費者問題は身近にあるということを身をもって知った事件でした。

さて，私がニュース出版部会に所属してから約1年になります。当初はかなり緊張しましたが，先輩の先生方がとても優しくご指導してくださるおかげで，今では楽しく仕事をさせていただいております。編集会議では，これまで聞いたことのない言葉が飛び交い，理解して議論についていくだけでも大変ですが，日ごろの自分の不勉強さを自覚させてくれる機会となり，様々な点で大変勉強になっています。

この度，初めて編集長を拝命しました。当初は右も左もわからず，何とも言いようのない不安に襲われましたが，諸先生方のご協力のおかげで，無事本号を発行することができました。紙面作成に当たりご協力いただいた皆様には，この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

高畑哲也（釧路）

発　行:日本弁護士連合会消費者問題対策委員会　〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3　TEL:03-3580-9841 FAX:03-3580-2896
（「消費者問題ニュース」は再生紙を使用して作成しています。）